

介護者の法的地位——EU 法に照らしたフランスの状況

Philippe Martin (2022) “Le statut juridique des aidantes et des aidants. La situation française au regard du droit européen”, *Informations Sociales*, Vol. 208, pp. 62-69.

東京大学大学院博士課程 蔡 璧竹

1 はじめに

長い間、介護のリスクは私的領域の問題として認識されてきた。倫理的・社会的、時には法的な義務により課される介護者という役割によって、介護を行う人は、フォーマルな雇用や、そうした雇用に付与される一連の社会的権利から現に排除されたり、欠勤による失業のリスクに直面したり（いずれのリスクも、特に女性に深刻な影響を与える）、過労の問題を抱えたりする。介護者の不利益な状況を改善するために、EU 法は男女平等の視点から介護者の課題に取り組んでいるのに対し、フランスは障害者の介護者に関する法整備を進め、職業と家族生活の調整に重点を置いてきた。これには、インフォーマル介護者の労働価値を認めることや、介護者の健康問題に注目することが含まれる。本論文は、フランスにおける「介護者」の概念、より正確には「介護者」というカテゴリーがどのように——いかなる間に答えるために、どのような目的で——構築されてきたかを、EU 法の動向を踏まえつつ明らかにすることを目的としている。

2 EU 法から見た介護者の問題

(1) 男女平等に基づく EU の介入

2000年に採択された「欧州連合基本権憲章」は、男女平等を欧州の重要な基本的価値として再確認し、女性が家族介護責任をより多く担っている結果、女性の労働市場への参加率が低いことを認めている。2017年の「欧州社会権利の柱」により、障害者と高齢者の介護者が注目され、2019年のワーク・ライフ・バランス指令では、女性の労働市場への参加を促すことの重要性が確認されるとともに、インフォーマル介護の需要拡大への言及がなされた。

(2) 各国介護政策の収束の動向

EU レベルでは、法的拘束力のないさまざまなツールや文書が登場してきた。その中には、2009年に欧州家族団体連合(Coface)が策定した「欧州家族介護者憲章」が挙げられる。その6条では、介護者の地位を正式に確立することを各国に求めており、介護者の労働の権利、退職金保障、および健康増進などの権利について定めている。

また、2014年に実施された調査の結果によれば、多くの国が介護者休暇を導入しているが、介護活動を支援するための給付の付与を含めて、介護者の地位を正面から確立している国はほとんどない。フランスは介護者に比較的手厚い支援を提供している国の一つであると著者は強調する。

3 フランス法における介護者の地位の確立に向けた困難な歩み

フランスでは、過去30年間、介護者の役割を十分に理解する必要性が強調されるとともに、介護者の法的地位の欠如が認識されてきた。フランス法においては、家族介護者(aidant familial)と近親介護者¹⁾(proche aidant)という二つの概念が存在している。家族介護者の概念は障害者に関連する規範に登場したが、近親介護者の概念は高齢者に関連する法律と共に展開し、家族介護者より範囲が広い。フランス法の沿革からは、障害者と要介護高齢者とを分ける二分法のロジックが見て取れる。しかし、2015年に制定された高齢化社会適応法(ASV法)により、これらの法の定める権利の接近と強化が一定程度促された。

(1) 障害者支援に関する権利

フランスでは、障害者の介護者に対する支援に関する法律が先に発展してきた。著者は三つのものを例示する。すなわち、①労働時間の調整に関する権利：

ASV法で近親介護者休暇 (congé de proche aidant) が創設されるまで、労働法が認める労働時間の調整は、障害者の介護者のみに適用されていた。②家族介護者への報酬支給の可能性：障害者は障害補償給付 (PCH) を用いて、介護者に報酬を支払うことができる。③老齢年金の権利：法律は、介護者が労働活動を中止または減らして親族ないし近親者の介護を行う場合、その介護者に対して保険料拠出義務のない年金加入期間を認めている (所得要件がある)。障害児を育てている者、または育てていた者 (親子関係の存在は要件ではない) に対して、保険期間の加算が認められている。さらに、障害のある親族を介護するために30カ月以上続けて労働活動を中断した場合、年金給付を満額受給できる年齢が67歳から65歳に引き下げられる。

(2) 高齢者支援に関する権利

高齢者の介護者の権利は、最近ようやく考慮されるようになったが、その法的枠組みは障害者分野とはいくつかの点で依然として異なっている。一例として、高齢者自動手当 (APA) を受給している高齢者は、介護者を雇用し、APAからその報酬を支払うことができるが、障害者の場合とは異なり、相互に扶養義務を負う親族間ではこの仕組みを用いることはできない。

介護者への経済的な支援は、主に二つがある。すなわち、①レスパイト・ケア手当：APAの給付額が年間500ユーロまで増額され、介護者に支払われる (受給者の資産による制限がある)。②介護者が入院する場合の援助：短期入所施設や居宅介護サービスの利用を支援するために、APAの給付額が約1000ユーロ増額され、介護者に支払われる。

(3) 労働者の休暇の権利に関する制度の接近

賃金労働を行いながら介護をしている人々の状況には共通点が見られる。ASV法により、労働法典で規定された家族援助休暇 (congé de soutien familial) に代わり、要介護状態が深刻な親族を介護している労働者のための近親介護者休暇を導入した。これにより、労働者は原則として3カ月間の仕事中断が可能となり、休暇中には日額の手当が支給されることが定められている。これらの措置は、障害と高齢者介護に関する政策の部門別論理を越えて、介護者の法的地位が明確になっている。

4 おわりに

介護者の権利が重要視されるようになり、EU法は

ソフトローを通じて男女平等の観点から介護者の権利保護を強化してきたが、介護者という地位を正面から認めるには至っていない。一方、フランス法では障害者の介護者に関する立法をはじめとして、異なる要請に応じるための一連の権利を発展させてきた。これらの制度は分散的で分かりにくいものに留まっているが、近年では、高齢者と障害者政策や介護者支援の内容が徐々に接近する傾向が見られる。また、自立に関する社会保障の第5部門の創設により、介護者支援制度の再構築が促進されると考えられる²⁾。

本論文で指摘されているEU法・フランス法の状況と同様に、日本でも雇用平等の視点から介護休業・休暇等の権利が徐々に強化され、その利用に対する不利益取扱いの禁止が設けられてきた³⁾。他方で、社会保障政策における介護保障は、あくまで要介護者へのサービス給付を中心とした制度で、介護者支援は周知的・断片的・限定的な対応に留まっており⁴⁾、基本的に親族でない者による利用は認められない。近年のフランス法の動向は、本論文で強調されている高齢者福祉と障害者福祉の分断という視点も含め、日本の介護者支援政策をめぐる議論に示唆を与えると考えられる。

1) 社会福祉・家族法典 L113-1-3 条によれば、近親介護者とは、配偶者、バクスのパートナーまたは内縁者、家族介護者と定義される親族や、姻族、内縁者または緊密で安定した関係を維持している者で、仕事としてではなく、日常生活のあらゆる行為や活動を遂行するために定期的かつ頻繁に支援を行う人を指す。

2) 2020年992号法律および2021年1554号オールドナンスにより、自立 (Autonomie) と称される社会保障の第5部門が創設された。これらの法令では、介護を必要とする状態にある高齢者および障害者の自立の支援のための給付の管理を第5部門に委ねること、第5部門の財源の管理を全国連帯自律支援基金 (CNSA) が担うことが定められた。同部門の導入により、障害者と高齢者政策との間の分断を解消し、関連法令の明確化と効率化を行うと共に、両分野の福祉制度を強化することが目指されている。

3) 菅野和夫・山川隆一『労働法 (第13版)』569-576頁 (弘文堂、2024年)。

4) 津田小百合「介護者支援とそのあり方についての理論的検討」『法律時報』92巻10号53-59頁 (2020年)。

さい・びちゅう 東京大学大学院法学政治学研究所博士課程。最近の論文に「歐盟長期照顧給付協調法制之建構及挑戰 (EUにおける介護給付の調整に関する法的枠組みの構築と展望)」『臺北大學法學論叢』第121期 (2022年)。社会保障法専攻。